

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 27日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330035

研究課題名（和文） 法の国際化における民事責任の総合的・比較法的研究

研究課題名（英文） Comprehensive and Comparative Study of Civil Liability in the Era of Globalization of Legal System

## 研究代表者

淡路 剛久（AWAJI TAKEHISA）

早稲田大学・法学学術院・招聘研究員

研究者番号：90062653

## 研究成果の概要（和文）：

本研究では、欧州を中心とする諸外国の動向を踏まえ、①事前規制の緩和により、事後的な段階で働く民事責任の制裁的側面が重要になるとともに、②事前の救済手段である差止請求の役割が、特に環境法等の分野においては増大していること、③生命・身体・財産・環境・プライバシー等にかかわる安全性の保護や、④競争秩序の確保を含めた取引の公正性の確保のために、契約責任・不法行為責任の役割が増大していることを確認し、これらが、各国の法の改革、さらに国を超えた法の統一・調和への動きの中で、どのように受容、拡大、あるいは変容されるかを解明し、これを通して、わが国の民事責任法の今後を展望した。近時重要になっている消費者法領域や商事法領域における民事責任法の展開を含め、上記①～④の諸相を中心とする一定の成果を得ることができたと考えている。

## 研究成果の概要（英文）：

This study project has acknowledged;

- 1 With relaxing ex-ante regulations, the putative aspect of civil liability as ex-post responsibility becomes important
- 2 The role of the injunction as ex-ante remedy becomes important, especially in environmental law
- 3 To secure safety of life, body, property, environment, privacy etc, contractual liability and tort liability have assumed more significant roles
- 4 To secure the fairness in the transaction including the competitive order, contractual liability and tort liability have assumed more significant roles.

We have studied how the above-mentioned phenomena have been accorded with the restructuring of the judicial procedure in each state, also with the harmonizing and unifying process of the judicial system across the boundaries of states. We have studied how they have been accepted, expanded or altered in this changes. Also, with this study, we were able to look to the future role of the civil liability law.

Now we are confident we have conducted the effective project study in the civil liability law including consumer law and the commercial law which have gain the weight lately.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2011年度	6,000,000	1,800,000	7,800,000
2012年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
総計	10,800,000	3,240,000	14,040,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・法学 細目：民事法学

キーワード：民事責任、制裁、差止請求、安全性、公正性、消費者法、商事法

1. 研究開始当初の背景

近時の欧州諸国においては、従来からの判例・学説による民事責任法の客観化の進展に加えて、民事責任法の改正および法統一の方向がみられる。これを参照しつつわが国の民事責任法の改正の要否やその内容を考える時期に来ている。

2. 研究の目的

諸外国における民事責任法の動向を把握し、わが国の問題状況を整理することを通して、わが国の民事責任法を再検討し、立法改正を視野に入れた今後の展望を提示する。

3. 研究の方法

民事責任法を、その機能面から、「制裁」、「差止請求—環境」、「安全性」、「公正性」に分けて検討する。また、近時の民事責任論において重要な位置を占める、「消費者法」および「商事法」分野からの検討を加える。

4. 研究成果

(1) 本研究では、比較法的な所産を参照しつつ、(i) 民事責任の制裁的側面の重要性、(ii) 差止請求権の役割の増大、(iii) 生命・身体・財産・環境・プライバシー等にかかわる安全性の保護、(iv) 取引の公正性の問題を主たる視点として、(v) 消費者法領域と(vi) 商事法領域における民事責任法の進展にも注意しつつ、現在のわが国の問題状況を整理し、今後の民事責任法を展望するという作業を行った。

(2) 以下の「主な発表論文等」に掲げるように、(i) については、「不法行為法における『権利保障』と『加害行為の抑止』」等の成果を得た。(ii) については、「差止訴訟における因果関係と違法性の判断」等の成果を得た。(iii) については、「新しい法益と不法

行為法の課題」等の成果を得た。(iv) に関しては、「フランス契約法における基本権」等の成果を得た。(v) に関しては、「契約締結過程の規律の進展と消費者契約法」等の成果を得た。(vi) に関しては、「主観的更改と純粹指図」等の成果を得た。

(3) これらの検討を行う際、欧州諸国の動向、とりわけドイツ、フランス、オーストリアの最近の民事責任法の動向を紹介、参照した。また、福島原子力発電所事故、アスベスト訴訟等の新たな問題の解明や、重要性を増している救済手段であるADRの問題等についても検討した。

(4) 上記(i)～(iv)の視角は、個々の事件の解決において横断的に、あるいは交錯して現れる場合も少なくないが、(i)～(iv)を区別し、それぞれの機能や役割の位置づけに意識的に焦点を当てることにより、おおむね研究計画に沿った成果を得ることができた。もっとも、これらの成果を体系的にまとめて公表する段階には至っていない。わが国において民事責任法の立法改正が必要かどうかについても検討途上であるが、現在の問題性を分析したことから、改正が必要とされる時期が到来した場合に参照されるべき基礎資料となりうる成果を得ることはできたと考えている。

〔雑誌論文〕(計35件)

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

特記以外は巻数無し。

(1) 淡路剛久「福島原子力発電所事故の法的責任について」『NBL』、査読なし、968号(2012年)92-98頁

(2) 淡路剛久「首都圏アスベスト訴訟判決と企業の責任」『環境と公害』、査読なし、42巻(2012年)23-45頁

- (3) 大塚直「差止訴訟における因果関係と違法性の判断-諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件-控訴審判決」『法律時報』、査読なし、83 卷 7 号(2011 年)100-104 頁
- (4) 大塚直「最新判例批評。諫早湾干拓事業により有明海の漁業が悪化したとし、漁民らの判決確定後三年までの五年間堤防の排水門を開門を継続することの請求が認められた事例-諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件第一審・控訴審判決」(佐賀地判平成 20.6.27、福岡高判平成 22.12.6)『判例時報』、査読なし、(2011 年) 148-155 頁
- (5) 大塚直「日本私法学会シンポジウム資料。新しい法益と不法行為法の課題-公害・環境、医療分野における権利利益侵害要件」『NBL』、査読なし、936 号(2010 年) 40-53 頁
- (6) 大塚直「環境訴訟における保護法益の主観性と公共性・序説」『法律時報』、査読なし、82 卷 11 号(2010 年) 116-126 頁
- (7) 浦川道太郎「交通事故 ADR の現状と課題」公益財団法人交通事故紛争処理センター(報告と討論)『交通法研究』、査読なし、41 号(2013 年)77-111 頁
- (8) 浦川道太郎「幼少年期の安全なスポーツ指導」日本体育協会『日本スポーツ少年団・ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム平成 24 年度講演』(2013 年)、査読なし、34-38 頁
- (9) 浦川道太郎「インターネット上のウェブサイトの記事を掲載した行為と名誉毀損」『私法判例リマックス』、査読なし、46 号(2013 年)、54-57 頁
- (10) 浦川道太郎「新・判例診断 麻酔医に各麻酔薬の投与量を調整すべき注意義務を怠った過失があり、同過失と死亡との間に相当因果関係があるとされた事例」『賠償科学』、査読なし、38 号(2012 年)、72-91 頁
- (11) 浦川道太郎「ウェブサイト上の名誉毀損・信用毀損投稿と運営管理者の削除義務」『私法判例リマックス』、査読なし、44 号(2012 年)、58-61 頁
- (12) 浦川道太郎「名古屋新幹線事件」『環境法判例百選(第 2 版)別冊ジュリスト』、査読なし、206 号(2011 年)88-91 頁
- (13) 浦川道太郎「民事訴訟における弁護士の実施した記者会見等による名誉毀損・プライバシー侵害」『NBL』、査読なし、957 号(2011 年)、109-115 頁
- (14) 浦川道太郎「オーストリアの患者補償基金制度」『比較法研究』、査読なし、72 号(2011 年)、80-87 頁
- (15) 浦川道太郎「ドイツにおける自動車に関する ADR と調停法制定の動向」『自動車製造物責任相談センター-2010 年度活動状況報告書』、査読なし、(2011 年) 8-14 頁
- (16) 浦川道太郎「不法行為裁判例の動向」『民事判例Ⅱ2010 年後期』、査読なし、(2011 年) 59-74 頁
- (17) 浦川道太郎「ホームページ上の電子掲示板における発言が名誉毀損に該当する場合と発言者および管理人の不法行為責任」『私法判例リマックス』42 号、査読なし、(2011 年) 50-53 頁
- (18) 浦川道太郎 “Landesbericht Japan” Erwin Deutsch ほか編 *Die Impelementierung der GCP-Richtlinie und ihre Ausstrahlungswirkung* (2011 年)、査読なし、299-309 頁
- (19) 浦川道太郎「組長訴訟の生成と展開」『Law & Practice』、査読なし、4 号(2010 年) 145-162 頁
- (20) 内田勝一「賃貸権の保護」、査読なし、『法学教室』369 号(2011 年)28-32 頁
- (21) 後藤巻則「消費者契約法の運用状況と今後のあるべき方向性について-困惑類型およびその周辺に位置する問題を中心として」『消費者契約法(実体部分)の運用状況に関する調査報告書』、査読なし、商事法務研究会(2012 年) 45-68 頁
- (22) 後藤巻則「賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料の支払いを約する条項の消費者契約法 10 条にいう『民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する』該当性」『判例評論』、査読なし、644 号(2012 年)、2-9 頁
- (23) 後藤巻則「高齢者の締結した約 3 億円の梵鐘の製作請負契約と消費者契約法 4 条に基づく取消し」『私法判例リマックス』、査読なし、45 号(2012 年)、34-37 頁
- (24) 後藤巻則「生命保険約款における保険料不払いによる失効条項の消費者契約法 10 条該当性」『金融法務事情』査読なし、1953 号(2012 年)、71-74 頁
- (25) 後藤巻則「契約締結過程の規律の進展と消費者契約法」、『NBL』、査読なし、858 号、2011 年、30-42 頁
- (26) 後藤巻則「交渉当事者の行為等による責任」『Consumer Credit Review』査読なし、1 号(2011 年)、7-20 頁
- (27) 後藤巻則「継続的契約・複合的契約についての検討課題」、『ジュリスト』、査読なし、1425 号(2011 年)、105-109 頁
- (28) 後藤巻則「典型契約における内容規制」、『NBL』、査読なし、947 号、2011 年、82-89 頁
- (29) 後藤巻則「わが国における不招請勧誘規

- 制のあり方」『現代消費者法』、査読なし、9号(2010年)、38-44頁
- (30) 柴崎暁 訳「支払制度および証券取引決済制度における決済の最終性に関する1985年5月19日の欧州議会・理事会指令98/26」、査読なし、ファイナンス総合研究所ホームページ(<http://www.waseda.jp/wnfs/labo/lab02.html>)
- (31) 柴崎暁 訳「フランスにおける消費者合同訴権(集団的消費者利益救済手続)ボンヌフォワ上院議員意見掲載の修正案(廃案)(no 158, Senat, Session ordinaire de 2011-2012, Avis par Mme BONNEFOY)」、査読なし、ファイナンス総合研究所ホームページ(<http://www.waseda.jp/wnfs/labo/lab02.html>)
- (32) 柴崎暁 「主観的更改と純粹指図」『法学雑誌 Tatonnement』別冊、査読なし、(2010年)415-461頁
- (33) 山城一真 訳 フィリップ・ストフェル＝マンク「消費法の法典化」『民商法雑誌』、査読なし、146.4-5(2012年)44-73頁
- (34) 山城一真 訳 フィリップ・ストフェル＝マンク「フランス契約法と基本権」『早稲田法学』、査読なし、86-4、(2012年)301-337頁
- (35) 山城一真 訳 フランソワ・シャバス「フランスにおける交通事故賠償法(1985年7月5日法)と同法改正準備草案との比較検討」『比較法学』46-2(2012年)、99-110頁

[学会発表](計3件)

- (1) 淡路剛久 "Accident nucleaire de Fukushima et le droit de la responsabilite civile", 2012年年11月8日、フランス、Univ. Aix-Marseilles, CERIC WS.
- (2) 淡路剛久 "Overview of the environmental legal strategies to address climate change in Japan", 2012年4月20-21日、大阪大学、K. Adenaur Foundation Osaka Univ. International Sumposium.
- (3) 後藤巻則「契約締結過程の規律の進展と消費者契約法」日本私法学会第75回大会(2011年10月10日)、神戸大学、シンポジウム報告

[図書](計20件)

- (1) 淡路剛久「環境法学・その特色と課題」毛利他編『地球社会の環境ビジョン』(日本学術協力財団、2013年)60頁
- (2) 淡路剛久「権利の普遍化・制度改革のた

めの公害環境訴訟」淡路他編『公害環境訴訟の新たな展開—権利救済から政策形成へ』(日本評論社、2012年)23-45頁

- (3) 淡路剛久「『制度改革訴訟』と権利の実現—尼崎道路公害差止め裁判に焦点をあわせて」早稲田大学大学院『Law & Practice5』(2011年)、133-153頁
- (4) 淡路剛久 "Le droit japonais sur les accidents d'automobiles", Melanges de Prof. Chabas, *Lecons de Droit Civil*, pp67-80(2011)
- (5) 淡路剛久「環境権」早稲田大学大学院『法学研究の基礎II—法と権利』(2011年、早稲田大学大学院)、37-55頁
- (6) 淡路剛久「不法行為法における『権利保障』と『加害行為の抑止』—フランス・カタラ草案を契機として」加藤一郎先生追悼論文集『変動する日本社会と法』(有斐閣、2011年)
- (7) 淡路剛久「公害環境訴訟と環境法の生成・発展」日本弁護士連行会公害対策・環境保全委員会『環境訴訟と弁護士の挑戦』(法律文化社、2010年)28-51頁
- (8) 大塚直「環境民事差止訴訟の現代的課題—予防的科学訴訟とドイツにおける公法私法一体論を中心として」大塚直他編『社会発展と権利の創造(淡路剛久先生古希記念論集)』(有斐閣、2012年)539-583頁
- (9) 大塚直「公害・環境分野での民事差止訴訟と団体訴訟—フランス法の動向と日本法の検討」加藤一郎先生追悼論文集『変動する日本社会と法』(有斐閣、2011年)625-658頁
- (10) 浦川道太郎「医療事故補償に関するオーストリア・ドイツの近時の動向」大塚直他編『社会の発展と権利の創造(淡路剛久先生古希記念論集)』(有斐閣、2012年)461-486頁
- (11) 浦川道太郎「獣医師の医療過誤と法—ドイツの事例」藤岡康宏先生古希記念論文集『民法学における古典と革新』(成文堂、2011年)349-371頁
- (12) 内田勝一他編「借地・借家の裁判例(第3版)」(有斐閣、2010年)288頁
- (13) 後藤巻則「不当条項規制」『民法改正案の検討第3巻』(成文堂、2013年)2-15頁
- (14) 後藤巻則「消費者契約法10条の前段要件と後段要件の関係について」松本恒雄先生還暦記念『民事法の現代的課題』(商事法務、2012年)57-84頁
- (15) 後藤巻則「消費者契約法の改正課題」平井一雄先生喜寿記念『財産法の新動向』(信山社、2012年)331-354頁
- (16) 後藤巻則「消費者の権利とその実効性確

保一民法改正論議についての考察を兼ねて」大塚直他編『社会の発展と権利の創造（淡路剛久先生古希記念論集）』（有斐閣、2012年）263-289頁

- (17) 後藤卷則「不招請勧誘と消費者の保護」藤岡康宏先生古希記念論文集『民法学における古典と革新』（成文堂、2011年）、1-30頁
- (18) 後藤卷則「消費者取引とパターンリズムに基づく介入」津谷裕貴弁護士追悼論文集『消費者取引と法』（民事法研究会、2011年）、50-62頁
- (19) 後藤卷則他、「割賦販売法」（勁草書房、2011年）、1-499頁
- (20) 柴崎暁「消費者団体訴訟制度-フランス法を中心として」奥島孝康先生古希記念論文集編集委員会編『フランス企業法の理論と動態（奥島孝康先生古希記念論文集第2巻）』（成文堂、2011年）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

淡路 剛久 (AWAJI TAKEHISA)  
早稲田大学・法学学術院・招聘研究員  
研究者番号：9006253

### (2) 研究分担者

大塚直 (OTSUKA TADASHI)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：901433446

浦川道太郎 (URAKAWA MICHITARO)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：90063792

内田勝一 (UCHIDA KATSUICHI)  
早稲田大学・国際学術院・教授  
研究者番号：10063794

後藤卷則 (GOTO MAKINORI)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：20255045

柴崎暁 (SHIBASAKI SATORU)  
早稲田大学・商学学術院・教授  
研究者番号：50261673